添付資料 2

河川法令遵守意識の徹底のためのアクションプラン

項目		再発防止策	具体的内容	実施スケジュール 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンプライアンス意識の一層の定着・浸透	経営トップ・部門長による継続的な啓発	経営トップ・部門長からの再発防止に係る決意表明と従業員へのメッセージを発信するとともに、従業員との直接対話を推進する。 また、本店幹部と電力センター所員との意見交換を行い、本店幹部は電力センター所員の意見から、現場が抱える問題点を抽出する機会とする。	ア　経営トップ・部門長の決意表明 社長、土木建築部長、工務部長によるメッセージを発信する。			▽メッセージ発信									
			イ　部門長と従業員の直接対話 土木建築部長、工務部長と従業員との直接対話活動を実施する。		計画					従業員との直接対話活動					評価▽
			ウ　本店幹部と担当者との直接対話 本店幹部と電力センター所員との懇談会の中でコンプライアンスに関する対話活動を展開していく。		計画						現場従業員との直接対話活動				評価▽
	発電設備に係る点検結果の周知と活用	今回の点検結果を周知するとともに、当社および他電力にて抽出された事象（背後要因を含む）を生きた教材として教育資料を作成し、職場ディスカッションや研修に用いることとする。	ア　点検結果の周知 原子力安全・保安院および国土交通省へ報告した資料により周知する。		周知										
			イ　教材の作成 今回抽出された他電力も含めた不適切事象に係る発生の経緯、背景、問題点、再発防止策等をわかりやすく記述した教材を作成する。			教材の作成									
			ウ　職場ディスカッションへの活用 職場懇談会等のディスカッションの場を利用して、教材を活用し、コンプライアンス意識の向上を図る。												評価▽
コンプライアンス教育・研修の実施		今回抽出された不適切事象、河川法その他関係法令、および設備の保安上重要な安全規制等について、集合教育を実施する。 また、自律的なコンプライアンス活動を展開できるよう、インストラクターの養成、コンプライアンスおよび安全文化に係る啓発活動を実施する。	ア　コンプライアンスおよび法令等に関する教育の実施 不適切な事象を二度と起こさないため、入社時、主任および役付職への登用時等で集合研修を行う。 上記研修を育成過程で必ず受講するように教育指針等に反映する。			集合研修計画の策定				指針整備			運用		評価▽
			イ　コンプライアンス・インストラクターの養成 各部門・各支店等において、今後自律的なコンプライアンス活動を展開できるよう、インストラクターを養成する。				▽人選				養成				評価▽
			ウ　コンプライアンスおよび安全文化に係る啓発活動 ｅ－ラーニング、事例集の追加、社内報の活用、講演会、社内共有情報の周知、企業不祥事の紹介等を実施する。			準備					啓発活動				評価▽
規程・指針類の整備の推進と定着化		法の解釈間違い、理解不足による手続きの不備を防止するため、規程・指針類の整備を行うとともに、定着を図る。	ア　規程・指針類の整備 業務に関連する河川法令の洗い出しを行い、申請ならびにデータ報告に対するチェック体制およびチェックリスト等を含めた指針類の整備を行う。			関係法令・条例の洗い出し									
											規程・指針類の整備				評価▽
本店、支店における現場の状況把握		現在、水利使用に係る適正性を確保するため、業務全般に関わる点検活動を実施しているが、今後もPDCAを廻しつつ継続して実施する。	ア　点検活動の継続実施 既存の点検活動等の充実を図りつつ、実施する。	活動計画策定											
										実施					評価▽